

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

本案は、給付型奨学金の対象となる多子世帯に該当する世帯等の範囲を拡大するものです。

【条例改正の背景】

令和7年度税制改正において特定親族特別控除が創設されたことを踏まえ、大学等における修学の支援に関する法律施行規則等が改正され、国が行う奨学金制度において、世帯内の特定親族[※]についても多子世帯等の判定の基準に含めることとなりました。

これを踏まえ、区が行う給付型奨学金制度において、多子世帯に該当する世帯等の範囲を国が認める範囲まで拡大し、学生等の更なる支援につなげるため、条例を改正します。

※特定親族とは、個人住民税等において特定親族特別控除の対象となる、大学生年代の子等で、年間の合計所得金額が58万円超123万円以下の者をいいます。なお、国の奨学資金制度において多子世帯等の判定の基準における特定親族は、合計所得金額が95万円以下である者に限られます。

【条例改正の内容】

多子世帯に該当する世帯等の判定の基準に、特定親族を加えます。

【施行期日】

令和8年10月1日